

令和元年度 改正フロン排出抑制法に関する説明会の開催について

令和元年 10 月 21 日（月）

<経済産業省同時発表>

令和2年4月に施行される、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律について、その内容を広くお知らせするため、全国で説明会を開催します。主に業務用冷凍空調機器のユーザーを対象とする説明会を12回、主に建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者を対象とする説明会を7回開催する予定です。

1. 説明会の目的

フロン類の排出抑制は、オゾン層保護及び地球温暖化対策の両面から極めて重要な課題です。しかしながら、業務用冷凍空調機器の廃棄時に残存する冷媒フロン類の回収率は10年以上3割程度に低迷しており、直近でも4割程度に止まっています。

そうした状況を受けて、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）が改正され、機器ユーザーのフロン回収義務違反に係る直接罰の導入、建物解体時の取組の強化、フロン回収が確認できない廃棄機器の引取禁止など、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実にされるための仕組みが、令和2年4月1日より導入されます。

改正内容について説明し、改正フロン排出抑制法における関係者の役割を解説するため、業務用冷凍空調機器のユーザー向け説明会と、建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者向け説明会の2種類を開催します。

2. 説明会の内容

- ・フロン類を取り巻く動向と改正フロン排出抑制法の概要

【共通】

- フロン類を取り巻く動向
- 改正フロン排出抑制法の概要

【業務用冷凍空調機器のユーザー向け説明会】

- 改正フロン排出抑制法における管理者（ユーザー）の責務

【建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者向け説明会】

- 改正フロン排出抑制法における建物解体業者の責務
- 改正フロン排出抑制法における廃棄物・リサイクル業者の責務

- ・質疑応答

3. 申込要領

(1) 参加費 無料

(2) 主な対象者

【業務用冷凍空調機器のユーザー向け説明会】

➤ 業務用の冷凍冷蔵機器・空調機器のユーザー等

例) 食堂、レストラン、ホテル、旅館、病院等における当該機器管理者など

【建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者向け説明会】

➤ 上記の機器を取り扱う建物解体業者、廃棄物・リサイクル業者等

(3) 会場・日程 別紙のとおり。

(4) 申込ウェブサイト (申込フォーム) <http://www.mri.co.jp/semifuron201911/>

※申込みは先着順になります。

(5) 問い合わせ (株)三菱総合研究所「改正フロン排出抑制法に関する説明会 事務局」

TEL 03-6858-3134 (土日祝を除く 9:30~12:00 及び 13:00~17:30)

メール freon-yokusei@ml.mri.co.jp

環境省地球環境局地球温暖化対策課
フロン対策室

代表 03-3581-3351

直通 03-5521-8329

室長 倉谷 英和 (内線 6750)

室長補佐 藤田 祐輔 (内線 6751)

担当 塚越 詩織 (内線 7779)

【業務用冷凍空調機器のユーザー向け説明会】

都市	開催日時		会場
東京 [第1回]	令和元年 11月15日(金)	14:00 ～15:30	経済産業省 本館地下2階 講堂 https://www.meti.go.jp/intro/index_access.html
大阪 [第1回]	令和元年 11月20日(水)	10:30 ～12:00	武藤記念ホール(国民會館) 12階 大ホール http://www.kokuminkaikan.jp/access/
東京 [第2回]	令和元年 11月21日(木)	14:00 ～15:30	全日通霞が関ビル 8階 大会議室 A http://www.neu.or.jp/html/map/
札幌	令和元年 11月26日(火)	14:00 ～15:30	TKP 札幌ビジネスセンター赤れんが前 5階 チューリップ https://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/bc-sapporo-akarenga/access/
仙台	令和元年 11月27日(水)	10:30 ～12:00	仙台青葉カルチャーセンター 4階 403号室 https://www.culture.gr.jp/sendaiaoba/#6
名古屋	令和元年 12月4日(水)	10:30 ～12:00	ダイテックサカエ 6階 クリエイトホール https://www.nagoya-kaigi.com/contact/map.htm
東京 [第3回]	令和元年 12月5日(木)	10:30 ～12:00	経済産業省 本館地下2階 講堂 https://www.meti.go.jp/intro/index_access.html
高松	令和元年 12月10日(火)	14:00 ～15:30	香川県民ホール(レクザムホール) 4階 大会議室 http://kenminhall.com/access/
広島	令和元年 12月11日(水)	14:00 ～15:30	広島YMCA 国際文化センター3号館 2階 多目的ホール http://www.hymca.jp/hall/access/
福岡	令和元年 12月17日(火)	10:30 ～12:00	八重洲博多ビル 11階 ホールA http://www.kyushu-yaesu.co.jp/hall/map.html
大阪 [第2回]	令和元年 12月18日(水)	10:30 ～12:00	武藤記念ホール(国民會館) 12階 大ホール http://www.kokuminkaikan.jp/access/
東京 [第4回]	令和2年 1月15日(水)		未定

※開場：各回開始 30 分前

※申込ウェブサイト(申込フォーム)：<http://www.mri.co.jp/semifuron201911/>

【建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者向け説明会】

都市	開催日時		会場
東京 [第1回]	令和元年 11月18日(月)	14:00 ～15:30	都道府県会館 1階 101 大会議室 https://www.tkai.jp/information/tabid/84/Default.aspx
大阪	令和元年 11月20日(水)	14:00 ～15:30	武藤記念ホール(国民會館) 12階 大ホール http://www.kokuminkaikan.jp/access/
仙台	令和元年 11月27日(水)	14:00 ～15:30	仙台青葉カルチャーセンター 4階 403号室 https://www.culture.gr.jp/sendaiaoba/#6
名古屋	令和元年 12月4日(水)	14:00 ～15:30	ダイテックサカエ 6階 クリエイトホール https://www.nagoya-kaigi.com/contact/map.htm
東京 [第2回]	令和元年 12月5日(木)	14:00 ～15:30	経済産業省 本館地下2階 講堂 https://www.meti.go.jp/intro/index_access.html
福岡	令和元年 12月17日(火)	14:00 ～15:30	八重洲博多ビル 11階 ホールA http://www.kyushu-yaesu.co.jp/hall/map.html
東京 [第3回]	令和2年 1月15日(水)		未定

※開場：各回開始 30 分前

※申込ウェブサイト(申込フォーム)：<http://www.mri.co.jp/semifuron201911/>

廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正（2020年4月1日施行）により フロン類の回収が確認できない機器の 引取りは禁止されました。

違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

対象となる機器

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



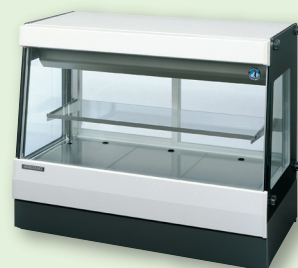
店舗用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



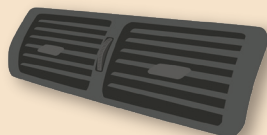
冷凍冷蔵用ショーケース など

引取証明書(写し) でフロン類が回収済みであることを確認したとき

または

充填回収業者として自らフロン類を回収するとき
は引き取ることができます。

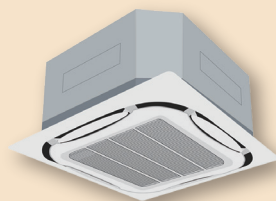
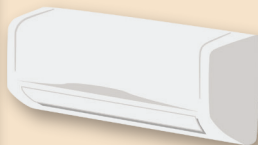
対象とならない機器



カーエアコン



家庭用製品



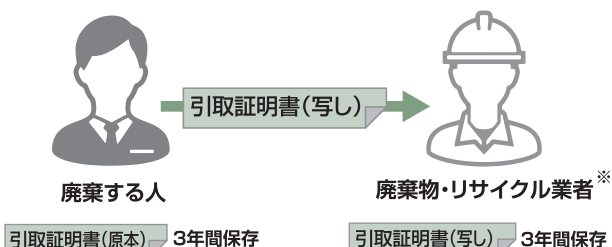
室内機のみ

※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

Q 具体的にどういった場合に対象機器の引取りが可能ですか？

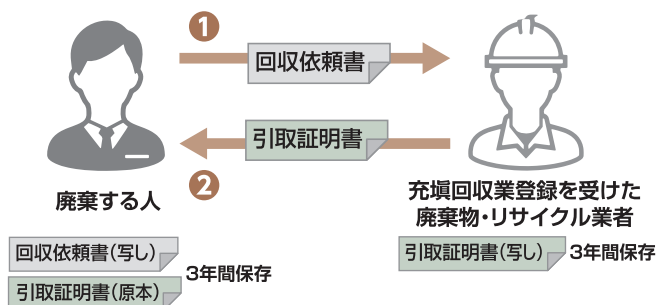
A 主に以下の場合に引取りが可能です。

① 引取証明書を受け取った場合



※さらに別の廃棄物・リサイクル業者に機器の引取りを依頼する場合には、引取証明書(写し)を回付してください。

② 自らフロン類を回収する場合



Q 家庭用の製品はどのように処分したらよいのでしょうか？

A 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。
※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。

Q 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいのでしょうか？

A 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に十分気をつけてください。

フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100～10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■ お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351(内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511(内線3711)





フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により
**業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を
廃棄する際の規制が強化されました。**

機器は捨てるまできちんと管理を!

**機器を捨てる際にフロン類を回収しないと
即座に **罰金** が科せられます!**

フロン類を回収しないまま機器を廃棄すると、行政指導などを経ることなく
即座に刑事罰(50万円以下の罰金)の適用対象となります。

機器廃棄時には必ず充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。

**フロン類の回収が証明できない機器は
引取ってもらえません!**



廃棄物・リサイクル業者に業務用エアコン等の処分を依頼する際には、
引取証明書の写しを渡してください。

引取証明書 : 充填回収業者がフロン類を回収した際に発行する書面

フロン排出抑制法の 対象となる機器

業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



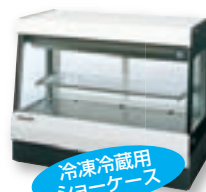
店舗用エアコン



ビル用
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用
ショーケース

など

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に
甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



エアコン1台分

ビル用パッケージエアコン
1台に含まれるフロンは約20kg

約50t-CO₂



**レジ袋
約150万枚分**



**乗用車
日本40周分**

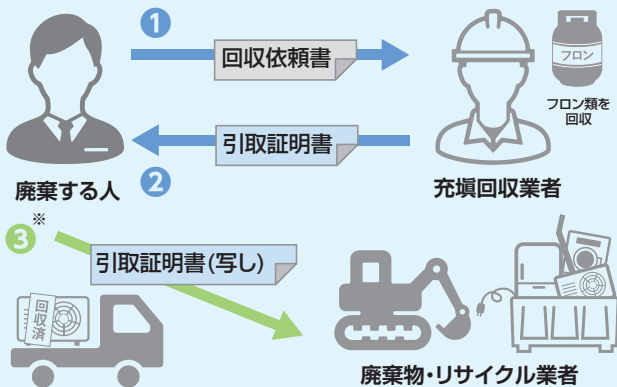
機器を **使用** しているとき

- 保有する**機器の点検**を実施してください。
※簡易点検：**すべての機器**に対し、3ヶ月に1回以上実施。
定期点検：一定規模以上の機器に対し、1年又は3年に1回以上、専門業者に委託して実施。
- 改正** ● **点検の記録は、機器を設置してから廃棄した後も3年間保存してください。**
- フロン類の**充填・回収は、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者のみ**行うことができます。
- フロン類の漏えいが見つかった場合、**修理なしでのフロン類の充填は原則禁止**です。
- 年間漏えい量が一定以上の場合、国に**報告**してください。(フロン類算定漏えい量報告・公表制度)

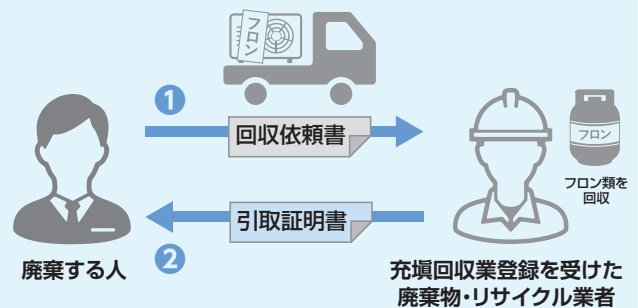
機器を **廃棄** するとき

- フロン類の回収を第一種フロン類充填回収業者に依頼してください。
- 引取証明書(原本)は3年間保存してください。
- 改正** ● **廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡す際には、引取証明書の写しを作成し、機器と一緒に渡してください。**(下図左)
※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。(下図右)
- 改正** ● **解体工事の場合には、元請業者から事前説明された書面を3年間保存してください。**

フロン類の回収と機器の処分を **別の** 事業者に依頼する場合



フロン類の回収と機器の処分を **同じ** 事業者に依頼する場合



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。



フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>

■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局
<http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>



環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室
TEL:03-3581-3351(内線6753)



経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室
TEL:03-3501-1511(内線3711)



2020年
4月施行

フロン排出抑制法の改正により 建物解体時の 規制が強化されました。

フロン排出抑制法の 対象となる機器

業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



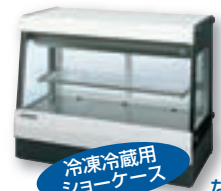
店舗用エアコン



ビル用
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用
ショーケース

など

建設・解体業者

やるべきこと

- 1 解体する建物において業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、
その結果を書面で発注者に説明。
改正点 その書面の写しを3年間保存。
- 2 フロン類の回収を充填回収業者に依頼。
(工事の発注者から充填回収業者への
フロン類引渡しを受託した場合)
- 3 フロン類が回収されていることを確認し
廃棄物・リサイクル業者に
機器を引渡し。



**フロン類をみだりに放出した場合、
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金**

工事の発注者



改正点

フロン類を回収しないまま
行う機器廃棄は即座に罰則。

**違反した場合、
50万円以下の罰金**

廃棄物・ リサイクル業者



改正点

フロン類の回収が確認でき
ない機器の引取りは禁止。

**違反した場合、
50万円以下の罰金**

ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら…

- 解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- 事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
- 書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存します。

事前確認書面

機器がある場合

機器がない場合

フロン類が回収済み

フロン類が未回収

機器がない場合でも、書面を保存してください!

方法②の場合

- 方法①: 工事発注者から委託確認書を受け、フロン類の回収を充填回収業者に依頼します。
- 方法②: 工事発注者に対して、発注者自ら(又は第三者に委託して)フロン類の回収を充填回収業者に依頼するよう伝えます。

方法①の場合

○工事発注者からフロン類の引取証明書の写しをもらいます。

○充填回収業者から引取証明書の写しをもらい、3年間保存します。

※引取証明書の写しを必要部数用意します。

委託確認書

引取証明書(写し)

充填回収業者*



フロン類を回収し、引取証明書を発行します。
※都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者

○廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。
引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます!

※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■ お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351 (内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511 (内線3711)

